

入会金について

2019年 4月 1日

一般社団法人 横浜市薬剤師会

一般社団法人 横浜市薬剤師会 定款第7条並びに入会金及び会費に関する規程に定める別表1に基づき次のとおりとする。

記

種	別	金 額
正会員Ⅰ※	横浜市内に薬局等を開設する薬剤師又は、勤務する管理薬剤師であってこの法人の目的及事業に賛同した会員	50,000円
正会員Ⅱ*	横浜市内に居住又は勤務する薬剤師その他の薬剤師であって、この法人の目的及び事業に賛同した会員 (正会員Ⅰを除く)	20,000円又は 10,000円
賛助会員	この法人の事業を賛助するため入会した会員 (非薬剤師)	10,000円

※ 正会員Ⅰである薬剤師又は薬剤師でない開設者が薬局を増設する場合、入会金は20,000円とする。

なお、既に正会員Ⅰである者が2店舗目以降の薬局を開設する場合、入会金は20,000円とする。ただし、開設者が同一で同一法人に限るものとする。

代表者が同一でも法人が異なる場合は、50,000円とする。

* 正会員Ⅰの薬局に勤務する正会員Ⅱの入会金は10,000円とし、それ以外の正会員Ⅱの入会金は20,000円とする。

なお、一度ご入金いただいた入会金は原則として返金いたしませんので、予めご了承ください。